

特定非営利活動法人「いんしゅう鹿野まちづくり協議会」定款

平成14年6月4日

第1章 [総則]

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会という。

第2条 (事務所)

この法人は、事務所を鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1422-1 「鹿野ゆめ本陣」内に置く。

第2章 [目的及び事業]

第3条 (目的)

この法人は地域住民に対して伝統文化、芸術等の振興を図る活動に取り組むとともに、新しいまちづくりを積極的に推進する事業を行う。そのことにより地域の発展と活性化に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は前条の目的を達成するため次に掲げる特定非営利活動を行う。

- 1 まちづくりの推進を図る活動。
- 2 文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業。
- 3 環境の保全を図る事業。
- 4 子どもの健全育成を図る事業。

第5条(事業)

この法人は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1-(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①地域住民が伝統工芸品(菅笠、提灯等)の製造に携わる活動拠点とし、その技術の向上、伝承を図る。
- ②藍染工房を開設し地域住民、観光客、子どもたちに対して藍染め技術を伝えその技術の向上、伝承を図る。
- ③町並み整備に関する検討に取り組み、それに基づき Plan、Do、Check を行い新しいまちづくりの推進を図る。

1-(2) 収益事業

特産品を原料とした新規加工食品の開発、製造、販売。

- 2 前1-(2)は前1-(1)に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は前1-(1)に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 [会員]

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 前条第2章第3条に掲げる目的に賛同して入会した個人及び団体

第7条(会員)

会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

1 会員としての資格

(1) 前条第2章第3条に掲げる目的に賛同し積極的に事業の推進活動に携わることのできる個人及び団体。

(2) 前条第2章第4条第5条の事業活動に賛同の意思があり、且つ、その推進を自ら積極的に図る行動力のある個人及び団体。

2 入会の許可

会員として入会しようとする個人又は団体は、まず口頭で理事長に申し出たうえ、別に定める申込書により理事長に申し込むものとする。

理事長は前1(1)、(2)に適合すると認められるとき入会を許可する。

3 入会の不認可

理事長は前2の入会申し込みに際し、前1の資格に適合しないと判断した場合は速やかに理由を付した書面により申込者に、その旨通知する。

第8条(会員の資格喪失)

会員は次の各号の何かに該当した時は資格を喪失するものとする。

1、退会届が提出されたとき。

2、本人が死亡した時、本法人が消滅した時。

3、会員の言動等が適格性に欠くと総会で決議された時。

第9条(退会)

会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意退会することができる。

第10条(除名)

会員は次の各号の何かに該当した時は総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

1、この定款に違反した時。

2、この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

第11条(拠出金品の不返還)

本人の意思による寄付等の拠出金品は返還しない。

第4章 [役員及び職員]

第12条 (種別及び定数)

この法人に次の役員を置く。

1、理事 8人以上12人以内

2、監事 2人

理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

第13条(選任等)

理事及び監事は総会において選任する。

1、理事長及び副理事長は理事の互選とする。

2、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えてはならない。

3、監事は理事又は法人の職員を兼ねることができない。

第14条(職務)

1、理事長は、この法人を代表し、その職責を総理する。

2、副理事長は理事長を補佐し理事長が不在の時にはその職責を代行する。

3、理事は理事会を構成しこの定款を定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4、監事は次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前(2)の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告する。

(4)前号の報告のため必要があれば総会を招集する。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べるか若しくは理事会を招集する。

第15条(任期等)

1、役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2、補欠または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3、役員の辞任又は任期満了においても後任者が就任するまではその職責を行わなければならない。

第16条(欠員補充)

理事又は、監事のうち、その定数の3分の1を超えたものが欠した場合遅延なくこれを補充しなくてはならない。

第17条(解任)

役員は次の各号いずれかに該当する時は総会の決議によりこれを解任することができる。

なお、決議する前に、その役員に弁明の機会を与えること。

- 1、心身の故障のため職務の遂行が困難と認められたとき。
- 2、職務上の義務違反なり役員として相応しなくなったとき。

第18条(報酬)

1、役員は、その報酬の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2、役員には、その職務の遂行のために要した費用を弁償することができる。

3、全2について、必要な事項は総会の決議に経て理事長が別に定める。

第19条(職員)

1、この法人に事務局長、その他の職員を置く。

2、職員は理事長が任免する。

第5章 [総会]

第20条(種別)

この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

第21条(構成)

総会は正会員をもって構成する。

第22条(機能)

総会は次の事項について決議する。

- 1、定款の変更。
- 2、解散。
- 3、合併。
- 4、事業計画及び予算並びにその変更。
- 5、事業報告及び収支決算。
- 6、役員の選任又は解散、職務及び報酬。
- 7、借入金(事業年度内の收支をもって償還する短期借入金を除く)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- 8、事務局の組織及び運営。
- 9、その他運営に関する重要事項。

第23条(開催)

- 1、通常総会は毎年1回開催する。
- 2、臨時総会は、次の各号の何れかに該当するとき開催する。
 - (1)理事会が必要と認め召集を請求したとき。
 - (2)会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があつたとき。
 - (3)第14条4、(4)の規定により監事から召集があつた時。

第24条(召集)

- 1、総会は前条2、(3)を除き理事長が召集する。
- 2、理事長は前条2、(1)、(2)の規定による請求があつた日から10日以内に臨時総会を召集しなくてはならない。
- 3、会を召集する時は会議の目的、場所、目的及審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条(議長)

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

第26条(定足数)

総会は会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条(決議)

- 1、総会における決議事項は第24条3の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2、総会の決議はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決す。

第28条(表決権等)

- 1、各正会員の表決権は平等である。
- 2、やむを得ず総会に出席できない会員は予め通知した事項について書面をもって表決する。又は他の会員を代理人として表決権を委任することができる。
- 3、前項の規定により表決した会員は前条2、次条2の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4、総会の決議について特別の利害関係を有する正会員は、その決議に加わることができない。

第29条(議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1、日時及び場所。
- 2、正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記する)
- 3、審議事項。
- 4、議事の経過の概要及び決議の結果。
- 5、議事録署名人の選任に関する事項。

※尚、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 [理事会]

第30条(構成)

理事会は理事をもって構成する。

第31条(機能)

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 1、総会に付議すべき事項。
- 2、総会の議決した事項の執行に関する事項。
- 3、その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第32条(開催)

理事会は、次の何れかに該当する時に開催する。

- 1、理事長が必要と認めたとき。
- 2、理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があった時。
- 3、第14条第4、5の規定により、監事から召集の請求があった時。

第33条(召集)

- 1、理事会は理事長が召集する。
- 2、理事長は前条2、3の規定による請求があつた時は、その日から7日以内に理事会を召集しなくてはならない。
- 3、理事会を召集する時は会議の目的、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて少なくとも2日前までに通知しなければならない。

第34条(議長)

理事会の議長は理事長がこれを当たる。

第35条(議決)

- 1、理事会における議決事項は、第33条3の規定によって予め通知した事項とする。
- 2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第36条(表決権等)

- 1、各理事の表決権は平等である。
- 2、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は予め通知した事項について書面をもって表決することができる。
- 3、前項の規定により表決した理事は前条及び次条1の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4、理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

第37条(議事録)

- 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 1、日時及び場所。
 - 2、理事総数及び出席数及び出席者氏名(書面表決者あつてはその旨を付記する)
 - 3、審議事項。
 - 4、審議の経過の概要及び決議の結果。
 - 5、議事録署名人の選任に関する事項。
- ※尚、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 [資産及び会計]

第38条(資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1、設立当初の財産目録に記載された資産。
- 2、入会金及び会費。
- 3、寄付金品。
- 4、財産から生じる収入。
- 5、事業に伴う収入。
- 6、その他の収入

第39条(資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

第40条(資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事別に定める。

第41条(会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第42条(会計区分)

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

第43条(事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第44条(暫定予算)

- 1、前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度に順じ収入支出することができる。
- 2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第45条(予備費の設定及び使用)

- 1、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2、予備費を使用する時は理事会の議決を経なければならない。

第46条(予算の追加及び更正)

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正することができる。

第47条(事業報告及び決算)

- 1、この法人の事業報告、収支、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査をうけ、総会の議決を経なければならない。
- 2、決算剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第49条(臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他、新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第8章 [定款の変更、解散及び合併]

第50条(定款の変更)

この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ、法第25条第3項の規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

第51条（解散）

- 1、この法人は次に掲げる事由により解散する。
 - (1)総会の決議。
 - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 - (3)会員の欠乏。
 - (4)合併。
 - (5)破産。
 - (6)所轄庁による設立の認証の取り消し。
- 2、前1、(1)の事由により法人が解散する時は正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3、前1、(2)の事由により法人が解散する時は所轄庁の認証を得なければならない。

第52条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した場合は、法第10条2に掲げるもののうち地方公共団体である気高郡鹿野町役場に譲渡する。

第53条（合併）

この法人が合併しようとする時は、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章〔公告の方法〕

第54条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲載するとともに、次の各新聞に掲載して行う。

- 1、日本海新聞社。
- 2、山陰中央新報社。
- 3、朝日新聞社。
- 4、読売新聞社。
- 5、毎日新聞社。
- 6、サンケイ新聞社

第10章〔雑則〕

第55条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　徳重善孝

副理事長　渡邊節夫

同　　池本智美

理事　　長尾裕昭

同　　福政　斎

同　　岡田一公

同　　木村和久

同　　三谷尚恭

監事　　岡田　実

同　　谷口康夫

- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第15条1の規定に拘らず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定に拘らず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定に拘らず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年4月1日から施行する。